

英国銀行市場改革の行方*

— リングフェンス論の影響と英国銀行経営戦略 —

佐久間 裕秋

はじめに

英国の銀行市場は、2000年代に入り、国際金融センターとして急速な拡大を遂げる一方で、銀行の国有化を含む大規模な金融救済が実施されるなど、歴史的に見て大きな転換期を迎えている。この間英国の銀行市場構造は、国内外機関を含めて大きく変貌を遂げている。英国自身の銀行市場自由化に加え、1999年の共通通貨ユーロ導入は市場拡大の基調とした国際銀行市場取引の活発化、さらには米国の銀行制度改革の動きを受けた投資銀行業務の発展も市場拡大を加速する要因となっている。

市場の拡大の一方で、銀行監督体制についても、中央銀行であるイングランド銀行BOE、金融規制当局である金融サービス監督庁FSA、金融業務を所管する英国財務省の間で所掌についての抜本的な見直しが行われている。FSAの廃止、BOEへの銀行監督機能の再付与などの議論がそれらに含まれており、大規模な銀行破綻を契機とした、平時のモニタリングから危機管理対応への備えを含む銀行監視機能の拡充・強化へのシフトが窺われる。

そうした中、より根本から銀行リスクを隔離する手法として、リテール取引とホールセール取引を分離する「リングフェンス規制」が実施に向け検討が進行している。リン

グフェンスとは、「囲い」のことであり、リスクの異なる銀行業務を2つに分割して管理する考え方に基づくものである。すなわち、個人の預金などリテール取引と、企業金融やトレーディングなど市場性取引などの大口のホールセール取引を分離し、リスクが個人の預金に波及することを回避する手法である。

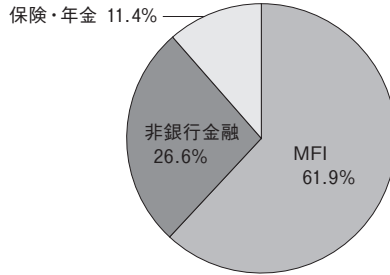
リングフェンス論については、銀行が個人からの預金を高リスク資産運用にさらすことを回避する有効な方法との点では基本的な考え方で一致する一方、銀行経営への影響などの観点から個別機関により議論が分かれており、法制化へ向けにはなお曲折が予想される。本稿では、最近の英国の銀行市場改革の背景と英国の主要銀行の経営展開、銀行規制監督体制の見直しについて概観する。

1 英国所在銀行の概観

はじめに、英国所在銀行の資産規模について概観する。まず金融部門全体における銀行部門の位置づけをマクロ的に見ておきたい。英国における金融機関は①預金取扱金融機関MFI、②MFI以外の金融機関、③保険・年金の3部門に大別される。図1は、2011年末現在の3部門の資産残高シェアを、国民経済計算ベースに基づき示したものであるが、これを見るとMFIすなわち銀行部門は全体の

* 本稿の作成にあたり、麗澤大学経済社会総合研究センターより援助を受けたことを記し謝意を表したい。

図1 英国金融業態資産構成2011年末



出所：ONS, United Kingdom Economic Account 2Q, 2012

61.9%を占めている。銀行部門の近年の資産シェアの推移をみると、リーマン・ショックの08年には70%近くへと一時的な上昇を示したものの、現在はおおむね5年前と同水準程度に落ち着いてきている。一方、銀行以外の

11年末のシェアも26.6%で漸増傾向を維持している。これに対し保険・年金部門は11.4%に止まり、資金量残高は頭打ちの状況が続いている。

資金量の推移を金融ビッグバンの実行された1987年以降の長期で捉えてみると、図2-1、

図2-1 金融機関別資金量残高推移 (1987-2011)

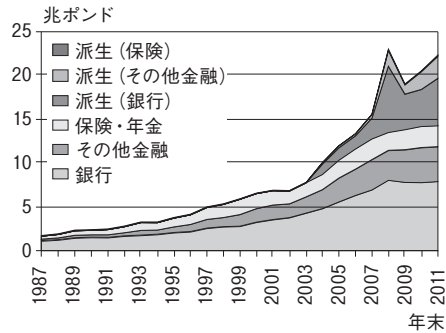
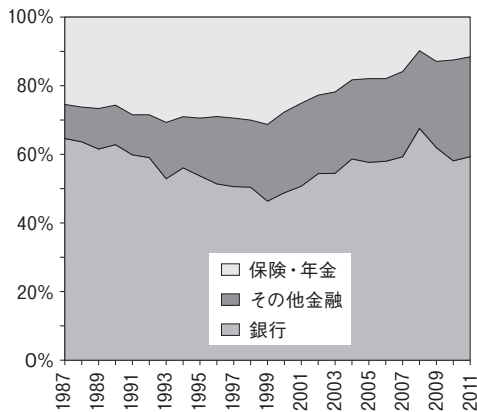


図2-2 金融機関別資金量シェア推移 (1987-2011)



出所：同上

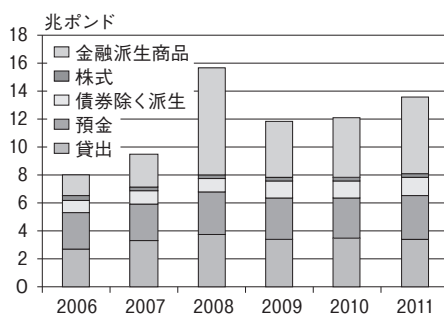
図 2-2 のとおりとなる。すなわち銀行部門の資金量の推移は、90年代までは低下傾向をたどっており、シェアで見ても87年の64.7%から99年には46.5%にまで低下している。この間、その他金融部門は、10.0%から24.7%へとシェアが大きく拡大、一方、保険・年金部門は87年の25.7%から99年には31.0%へとややシェアを拡大をさせている。その他部門のシェアは、2000年代に入ってから、上昇傾向を維持しており、02年以降、保険・年金部門を逆転、直近では全資金量の3割近くを占めるに至っている。これに対し保険・年金のシェアは低下傾向が続いており、近時でのシェアは10%程度に止まっている。英国は通貨同盟ユーロに未参加であるが、こうした中で銀行部門の資金量の動きは、ユーロ導入の99年を底に2000年代に入るとシェアは増加基調に転じた。銀行部門は00年の49%から、リーマン・ショック前の07年末には6割近いシェアまでに回復を見せている。この間の増加分には、金融派生商品取引の拡大分の寄与が、特に銀行部門において、小さくないものと見られるが、デリバティブ取引の増加を除いたベースでみても、銀行部門の資金量シェアは、00年対比で5%ポイント程度の増加となっており、年金・保険部門とは対照的な動きを見せている。

次に銀行の資産の運用面についてみておこう。図 3 は英国所在銀行の資産構成の推移を

示したものである。11年末の資産残高は13.6兆ポンドと前年比12.1%の増加であった。このうち資産別では、債券等の非株式証券の6.7兆ポンドが49.3%と最大の構成シェアを占め、貸出の3.4兆ポンドが25.3%、他機関への預金3.1兆の23.2%がこれに次ぎ、株式の比率2.2%とわずかである。債券については、金融派生商品が資産計上されている部分が大きく、11年末の債券等に含まれている5.4兆ポンドを除くと、債券は1.3兆ポンドに止まる。金融派生商品取引の内訳としては、金利スワップなど金利関連取引がおおよそ7割程度に上っている。また運用資産のうち、他機関への預金等のインターバンク市場での運用のウェイトが貸出と並ぶ高いウェイトを占めており、非英国系銀行預金が66%と英国系銀行預金を上まわっている点も注目される。

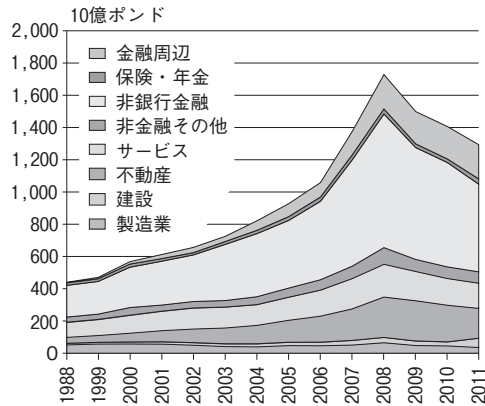
図 4 は、国内居住者向け貸出残高の推移を業種別に示したものであるが、貸出の区分別でみると、11年末の貸出残高1.3兆ポンドのうち、非金融事業法人向けは5,057億ポンドに対し金融事業法人向けは7,915億ポンドと、金融向け貸出しが6割程度を占め非金融を上まわっている。このうち非銀行金融向けが42.1%と最も多く、金融周辺業向けが16.4%で保険・年金向けはごくわずかである。非金融部門の業種別では、不動産が14.4%、サービスの12.0%、建設の4.2%がこれに次ぎ、製造業は2.8%と貸出業務のうちでは限界的

図 3 英国所在銀行資産残高構成推移 (2006-2011)



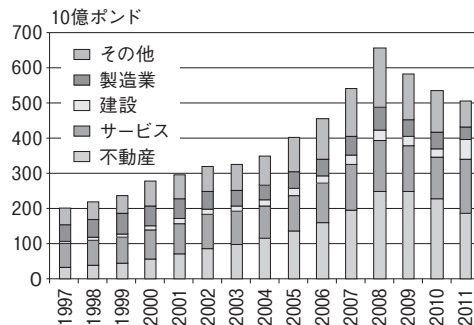
出所：ONS, United Kingdom Economic Account Quarter 2 2012

図4 業種別貸出残高推移 (1998-2011)



出所：BOE Bankstats

図5-1 業種別貸出残高推移 (非金融事業法人) (1997-2011)



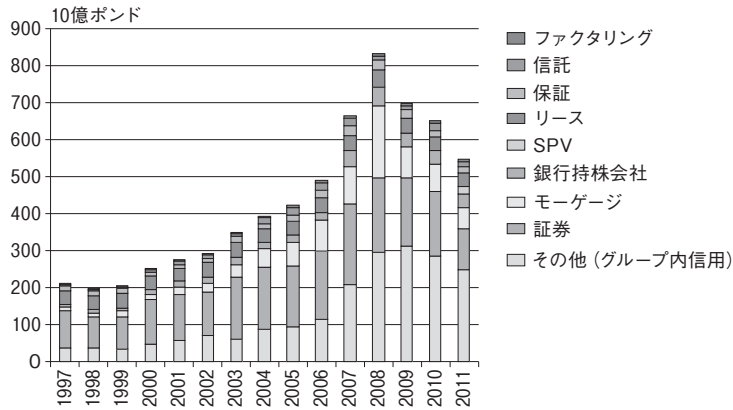
出所：同上

なものに止まっている (図5-1、5-2)。金融および非製造分野が主な貸出先である点は従来から変わっておらず、特に2000年代以降、非銀行金融および不動産の顕著な伸びが見て取れる。貸出残高は、08年末に1.7兆ポンドのピークをつけた後減少に転じており、11年末残高は、ピーク時対比で、非金融部門23.0%、金融部門26.5%と両部門ともに減少、また全体では25.1%の減少となっており、貸出の減少傾向が継続している。

英国銀行部門与信残高を通貨別に見てみると、11年末でポンドが49.8%とポンドと外貨がほぼ半々となっている (図6)。外貨のうち19.6%はユーロ建てであり、約3割が米ドル中心としたその他外貨建ての資産構成と

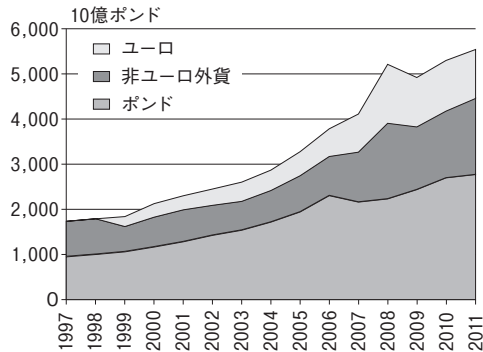
なっている。ユーロについては、導入当初は10%程度に過ぎなかったが、ユーロ建て取引比率は徐々に上昇を見せ、08年には25.2%にまでユーロ建て比率が高まった。その後はユーロ建て比率は低下傾向にあるが、ドル等のその他外貨比率が上昇しているため外貨建て対ポンド建ての全体のウェイトには大きな変化は認められない。与信残高を居住先別で見ると、居住者向けが56.9%と過半を占めているが、ポンド建てでは、運用の92.5%が居住者向けであるのに対し、ユーロ建てでは84.4%、その他外貨建てでも74.7%が対非居住者向け与信となっている。

図5-2 業種別貸出残高推移（非銀行金融仲介）（1997-2011）



出所：BOE Bankstats

図6 英国銀行資産通貨別残高推移（1997-2011）



出所：同上

2 英国銀行市場の構造

次に英国銀行市場の市場構造についてみておきたい。表1は、英国の預金受入金融機関の機関数を示したものである。預金受入機関の総数は、12年3月末現在、1019機関である。このうち銀行が157行、住宅金融組合が48機関、信用組合は614機関が英国において設立された法人であり、これら857機関のほかに預金受入を行う外国銀行支店が162行ある。銀行および外国銀行支店を国別にみると、銀行では英国系58行、欧州系18行、その他が79

行と非欧州系銀行が過半を占めている。これに対し外銀支店では、対照的に欧州系82行が支店形態での英国進出といえる。資産規模では、銀行（含む外銀支店分）が96%を占めて圧倒的なシェアであり、住宅金融組合は4%に止まり、信用組合は機関数が多いものの資産規模ではきわめて小さい*1。住宅金融組合は住宅金融組合法を、また信用組合は信用組合法により設立された組合組織としての性格を有しており、設立根拠法の観点からは異なる性格の機関であるが、預金取扱い機関として銀行とともにFSAの監督下に置かれて

*1 資産残高を含めた住宅金融組合に関する統計のBOEによる集計は、10年以降停止となっている。これは銀行と住宅金融組合の同質化、銀行への業態転換の進捗と、それに伴う統計データの公表における守秘義務上の問題とされている。

表1 英国の預金取扱機関数* (2012年3月末)

	英国法人 (含む外国銀行現地法人)			外国銀行支店	合 計
	銀 行	住宅金融組合	信用組合		
うち英国系	157	48	652	162	1019
うち欧州系	60	48	652	-	722
うち非欧州系	18	-	-	82	100
	79	-	-	80	159

出所：FSA

*投資銀行は除かれている。

表2 英国所在銀行数推移

	2006*1	2007	2008	2009	2010	2011
MBBG*2	30	28	23	22	22	23
BBA*3	205	199	203	196	186	180
預金取扱銀行	335	335	338	336	332	327
うち 英国法人	159	160	157	157	154	154
EEA	93	93	97	97	98	93
EEA 域外	83	82	84	82	80	80

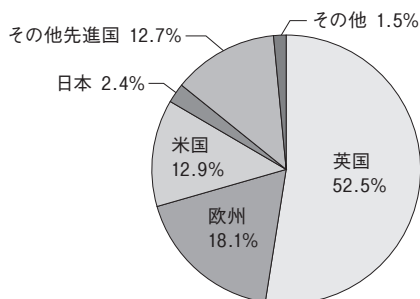
出所：BBA：Abstract of Banking Statistics 2011

*1：2月末

*2：英国主要銀行グループ

*3：英国銀行協会加盟銀行

図7 英国所在銀行国籍別資産構成 (2011年末)



出所：BOE Bankstats

いる。

英国所在の銀行数の推移をみれば、全体としては、英国法人である銀行および外国銀行の支店ともに、長期的には集約化の流れにある。英国法人である銀行の数は1990年の289行から2012年には157行に、外銀支店は同期間に259行から162行へと減少している。とりわけ英国系銀行の減少は顕著であり、90年の209行から12年の60行へと大きく統合が進行している一方、この間の非英国系では大きな縮減の傾向は認められない。外国銀行の支店については、全体としては減少の流れにある

中で、欧州系 (EEA: European Economic Area域内) の銀行数が2000年以降過半を占めている状況が継続している。この結果、12年現在で英国系銀行数の占める割合は18.4%に止まっている。また、英国銀行協会加盟銀行のうち主要な銀行とされるMBBG (英国主要銀行グループ) に含まれる銀行数は、2011年末で23行と2006年末比 7 行の減少となっており、大手行における集約化の動きが見てとれる (表2)。資産残高面では、英国銀行系の英国における残高シェアは52.5%と非英国系とほぼシェアが拮抗している (図7)。

英国銀行市場改革の行方

表3 英国預金取扱機関形態別資産上位10行

英国銀行	資産全 グループ 計10億 ポンド	シェア (%)	英国現法銀行 ^(a) (国籍)	資産英 国現法 計10億 ポンド	シェア (%)	英国支店 ^(b) (国籍)	資産英 国支店 計10億 ポンド	シェア (%)
HSBC	1,619	14.1	Credit Suisse (スイス)	557	4.9	Deutsche (EEA)	391	3.4
Barclays	1,476	12.9	Goldman Sachs (米国)	474	4.1	UBS (スイス)	366	3.2
Royal Bank of Scotland	1,441	12.6	Morgan Stanley (米国)	331	2.9	JP Morgan Chase (米国)	315	2.7
Lloyds TSB	854	7.5	Santander (スペイン)	303	2.6	Credit Suisse (スイス)	141	1.2
Standard Chartered	330	2.9	Nomura (日本)	203	1.8	Credit Agricole (EEA)	114	1.0
Nationwide	192	1.7	JP Morgan (米国)	190	1.7	BNP Paribas (EEA)	107	0.9
The Co-operative Bank	46	0.4	UBS (スイス)	163	1.4	Citibank (米国)	103	0.9
Yorkshire Building Society	30	0.3	Royal Bank of Canada (カナダ)	46	0.4	Bank of America (米国)	43	0.4
Coventry Building Society	22	0.2	National Australia (オーストラリア)	44	0.4	ING (EEA)	43	0.4
Northern Rock plc	19	0.2	Mizuho (日本)	33	0.3	National Australia (オーストラリア)	40	0.3

出所：BOE.FSA (2011)、p.7、データはFSA、2010年下半年

(a) 銀行持株会社分を含む。

(b) Royal Bank of Scotland NV除く。Credit Agricole 2支店分を含む。

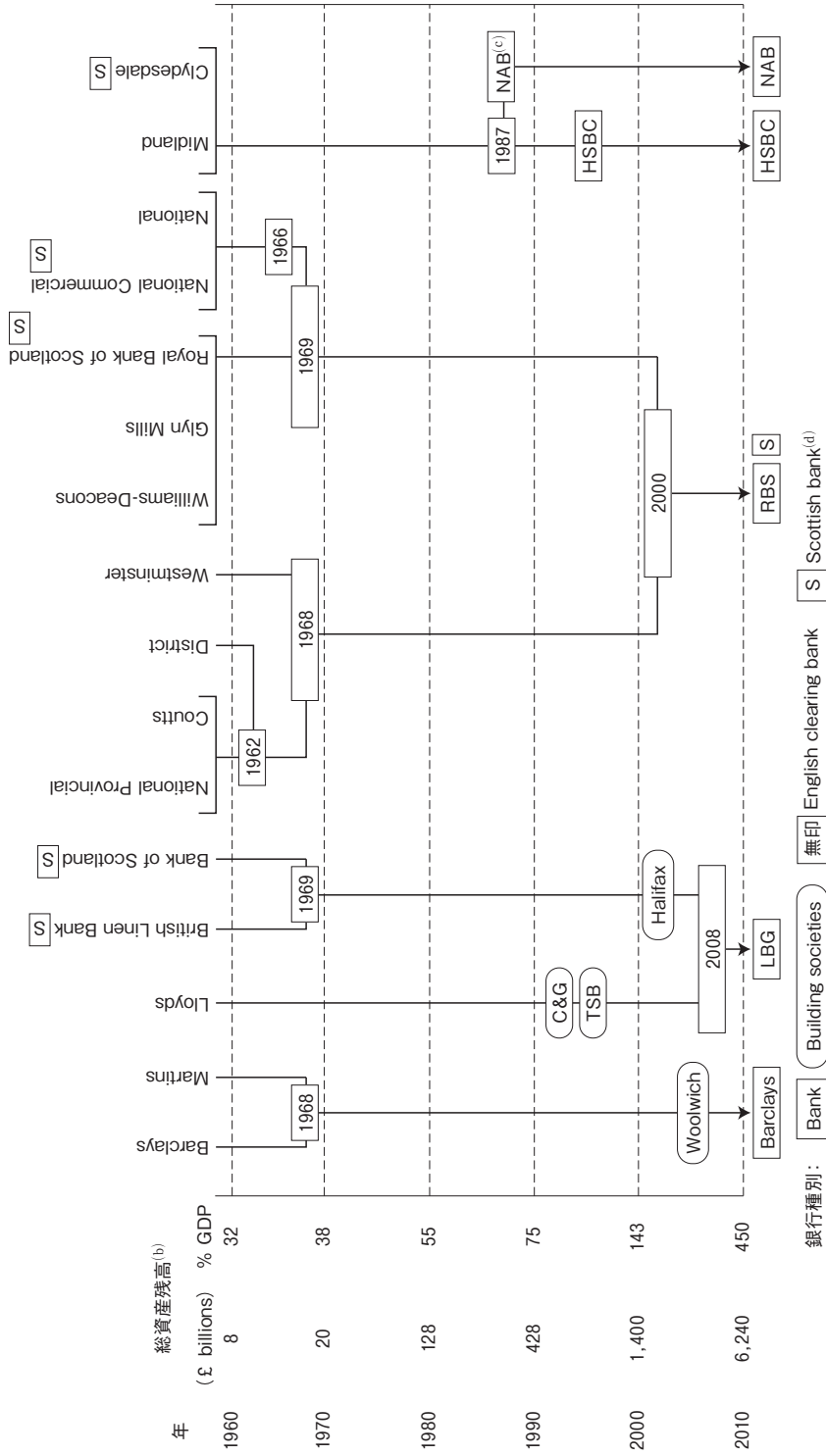
英国系、米国系がとともにシェアが若干ながら拡大している一方で欧州系はシェアを低下させている。

表3は、英国において設立された英国の銀行、外国銀行の英国における子会社として設立された銀行現地法人、外国銀行の英国における支店の3つの形態別に主要な機関上位10行を挙げたものである。

英国の銀行としては、上位4行は香港上海銀行(HSBC)、パークレイズ銀行(Barclays)、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド(Royal Bank of Scotland)、ロイズ銀行グループ(Lloyds Banking Group)、以下、銀行としてはスタンダード・チャータード銀行(SCB)、協同組合銀行(Co-operative Bank)のほか10位には国有化、再建中のノーザン・ロック銀行(Northern Rock Bank)が入っている。またネイションワイド住宅金融組合(Nationwide Building Society)、ヨークシャー住宅金融組合(Yorkshire Building

Society)、コベントリー住宅金融組合(Coventry Building Society)の住宅金融組合上位の3組合が大手銀行に次ぐ位置を占めている。住宅金融組合で最大のネイションワイドでも1.7%程度と銀行に比較し規模は極めて小さく、4大銀行を中心とする銀行が圧倒的な市場シェアを有している。外銀の現地法人としては国籍別に、米国3行、スイス2行、日本2行(野村、みずほ)、カナダ、オーストラリア、スペイン各1行となっており、ゴールドマン・サックス(Goldman Sachs)、モルガン・スタンレー(Morgan Stanley)、野村など投資銀行の銀行子会社が多い。スペインのサンタンデール(Santander)については、英国国内のリテール銀行であるアピー・ナショナル銀行買収に伴うものである。外銀支店形態の英国進出では、EEA域内からドイツ1行、フランス2行、オランダ1行とその他欧州からスイスの2行が進出しているほか、米国系商業銀行3行JPモルガン・チェ

図8 英国の商業銀行統合（合併・買収）の変遷（1960-2010）^(a)



出所: Davies et al. (2010). 原資料: Bankers Magazines, Collines (1988), RBS Archives, 公表財務情報
 a) 1960年存在のロンドンクリアリングバンクおよびスコティッシュクリアリングバンク16行の以降の合併、ならびに住宅金融組合および株式会社化した住宅金融組合の買収を示すもの。
 b) 合併もしくは買収以降、統合後の資産残高に含まれる。
 c) Clydsdale 銀行は、1987年までMidland 銀行に保有された後にNational Australia Bankに売却。
 d) スコティッシュクリアリングバンクは、2012年6月、Committee of Scottish Bankers (CSCB) へ改組。

イス銀行 (JPMorgan Chase Bank)、シティバンク (Citibank)、バンク・オブ・アメリカ (Bank of America) が含まれている。独仏など EEA からの進出は EU の単一免許制に基づく相互承認 (mutual recognition) により母国の銀行免許の下に進出が行われている。外銀の現地法人上位10行の資産シェアは 20.5%、外銀支店の資産シェアは 14.4% に上り、英国の銀行市場において外国系の銀行が 4 大銀行に次ぐ大きな存在となっている点が、銀行市場構造の特質の一つとして指摘できる。また、これらを含め 3 形態の上位10行の市場シェア合計は 87.7% に上っており、銀行市場における大手行への集中度の高さが窺われる。

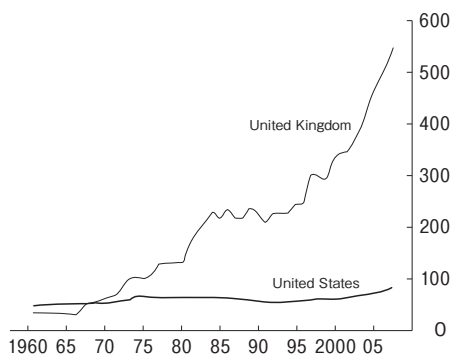
図 8 は、1960年から2010年にいたる銀行統合の変遷を示したものである。60年時点に存在したロンドンクリアリングバンクおよびスコットランドクリアリングバンク計16行のうち15行は、現在までに 4 大銀行グループに集約化されている。60年代における並行市場 (parallel market) の発達に伴う競争環境の変化は銀行の再編の引き金となった。BOE の直接的な信用統制から市場競争を促す金融自由化へと金融政策を転換させた、競争と信用統制 (Competition and Credit Control) 政策が実施された71年時点に、中小銀行の集約が完了し、英国市場における銀行グループは、

ロンドン市場の 4 大銀行とスコットランド系 2 行からなる 6 行体制が形成された。さらには 80年代以降、86年の住宅金融組合法の改正により、住宅金融組合の組合組織から株式会社化への転換 (demutualization) が可能となった結果、大手住宅金融組合の銀行転換が進むとともに、大手クリアリングバンクへの統合が進捗していった。00年のバークレイズの Woolwich、ロイズによる95年の C & G、TSB および09年の Halifax など、銀行転換していた大手住宅金融組合の吸収合併が90年代以降相次いだ。2000年代に入ると、00年の RBS とナショナル・ウェストミンスター銀行、08年のロイズとスコットランド銀行の流れを汲む HBOS の 2 つの合併を経てさらに集約化が進み、今日の 4 大銀行グループを形成するに至っている (Davies et al. (2010))。

3 英国銀行市場の課題

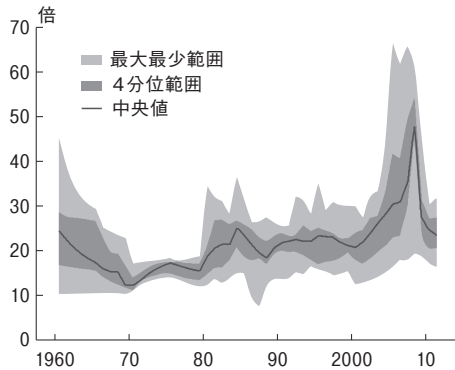
英国の銀行市場は2000年代に入り、銀行の集約化とともに、規模の拡大が顕著に進行した。図 9 は英国銀行部門の国内資産規模を 1960年代以降、長期にわたる推移を示したものである (BOE 2010)。これを見ると英国銀行部門の資産の増加が00年代に入りきわめて急速な速度で進んでいることが分かる。銀行

図 9 英国及び米国の銀行部門資産規模の長期推移 (対 GDP 比、%)^{原注}



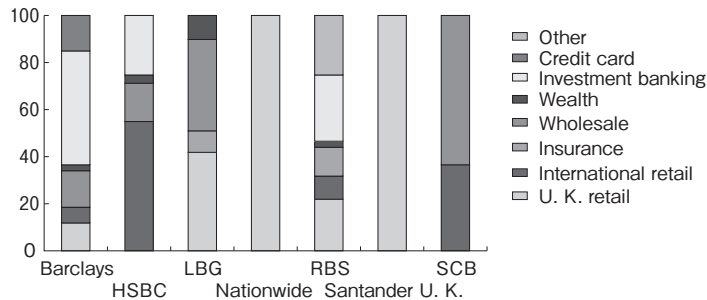
出所：BOE (2010)、元データは、Sheppard (1971)、“Growth of UK financial institution”FDIC, ONC による。
原注) 66年以降英銀部門範囲が拡大のため不連続。狭義の定義によっても傾向は同様。

図10 英国銀行のレバレッジ



出所：BOE (2011)

図11 英国主要7銀行の収益構造 (2010)



出所：IMF (2011)

部門の総資産のGDP対比で見ると500%を超えており、概ね100%程度で横ばいの推移を示している米国の銀行部門とは対照的である。また英国銀行の資産規模はスイスと並んで主要先進国では最大規模であり、独仏の300%程度、日本の200%弱を大きく上回る*2。英国の上位行であるHSBC、バークレイズ、RBSの資産規模は単独でも英国のGDPを上まわる規模にまで拡大している。

銀行総資産の増大は、市場性資金調達など外部負債に依存した不安定な運用構造を生み出している。図10は、英国の銀行のレバレッジ比率の推移を示したものであるが、00年代における急激な伸びが表れている。レバレッ

ジ比率の中位値は、90年代以前は概ね20倍程度で推移していたが、00年に入ると20.7倍からピークの08年には47.7倍にまで上昇、最大値で05年に66.6倍と極めて高い値を示している。銀行資産のこうした規模拡張の傾向は、伝統的な預金・貸付業務以外の業務分野への取組みを反映したものと考えられる。英銀大手行は市場競争が激しくなる中で、いずれも業務の高度化、商品の多様化など範囲の経済性により収益を指向する業務展開を進めており、資産運用、企業金融、証券化、不動産、保険など多様な業務を銀行本体とともに銀行グループ傘下の金融関連の企業群を通じた展開している。これら業務の多様化は、資産規

*2 日本の銀行部門の対GDP比は2011年度末時点で、182.9%。

模の拡張とともに、銀行グループ全体の組織の複雑化をもたらし、統合管理における困難さをもたらすこととなった。

図11は英国の主要7行についての収益構造は示したものである。4大銀行に、国際銀行業務に特化したスタンダード・チャータード銀行SCB、住宅金融組合最大手のネイションワイド、アビーナショナル銀行を買収して英国市場に参入しているサンタンデルUK銀行を加えた上位7行の市場シェアは、資産ベースで71%、貸付ベースで80%、小口預金ベースで90%と英国銀行部門全体の大半を占める。これら上位7行の収益の内訳をみると、各行の業務展開の違いが表れている。最大手のグローバルリテール銀行を標榜するHSBCは、アジアを中心とした海外部門の収益が過半を占めるほか、投資銀行およびホールセール銀行業務の収益がこれに次いでいる。パークレイズは投資銀行業務が約5割と最大であり、これも含めホールセール業務のウェイトが高い。RBSも投資銀行業務収益のウェイトが高いが、パークレイズほどではなくリテール、ホールセール、海外、保険業務などバランスのとれた展開状況となっている。ロイズ銀行グループLBGは、リテールおよびホールセールの銀行業務が中心で、一部保険業務を含めほぼ英国国内で展開している。SCBは、アジア・中東アフリカなどでの海外のリテールおよびホールセール業務が大半である。住宅金融組合ネイションワイドおよび住宅金融組合から銀行に転換したサンタンデル傘下のアビーナショナル銀行は、とも

に国内リテール業務100%となっている。

これら収益構造からは英国の上位各行の業務展開に大きな差があり、特に投資銀行業務、リテール業務、海外業務への取組みの程度により、銀行経営戦略における銀行ごとの異なるビジネスモデルの存在を指摘することができる。多様な業務への取組みにより、英国の銀行各行は自行の得意分野への経営資源を投入、傾注することで、収益の拡大を図る戦略であった。このような「範囲の経済」の追求は、急速な資産拡大という「規模の経済」の追求と相まって、結果として、肥大化、複雑化した銀行グループ全体の統合されたリスク管理に齟齬を生じさせる事態を招くこととなった。英国における預金取扱機関の破綻数は2000年代に入り急増、90年代は平均年1件程度であったものが、年平均4件と4倍に増大し、リーマン・ショック後の08年には9件を記録している(表4)。08年に英国政府は、緊急避難措置として、ノーザン・ロック銀行の一時国有化を実行した。これは、政府による救済に踏み切らざるを得なかったという点で、95年のベアリング等、従来からの英国における銀行破綻処理とは異なっており、銀行破綻への対応の転換点となった。

金融危機と相次ぐ銀行破綻の中、不良資産の増加などから信用不安に陥ったRBSおよびロイズの2行に対しても、英国政府は当面の資金支援とともに国費による救済策に乗り出した(表5)。これら2行への支援も含め、政府による直接的資金支援および保証、偶発債務引受の総合計は、1.2兆ポンドの巨額に

表4 英国における預金取扱金融機関破綻数の推移

1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989
-	-	3	2	5	0	2	2	0	0
1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
2	4	4	2	1	2	0	0	0	1
2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
1	0	1	9	5	1	6	8	9	-

出所：赤間(2009)

(注) ノーザン・ロック銀行の国有化は含まれない。

表 5 英国の銀行破綻 (1991-2009)

	年	原因	対応	政府支援
BCCI	1991	不法取引、乱脈経営	清算	×
Baring	1995	運用失敗	買収	×
Northern Rock	2007/2008	資金調達	全額預金保護、国有化	○
Bradford & Bingley	2008	資金調達	資産債務承継、一部国有化	○
Heritable Bank (アイスランド)	2008	外貨調達	資産債務承継	×
Landsbanki Iceland (アイスランド)	2008	外貨調達	預金保険支払	○
Kaupthing Singer & Friedlander (アイスランド)	2008	外貨調達	資産債務承継	×
London Scottish Bank	2008	不良貸付	預金保険支払	○
Royal Bank of Scotland	2008/2009	信用不安、資金繰り悪化	資金支援、政府出資	○
Lloyds Banking Group	2008/2009	信用不安、資金繰り悪化	資金支援、政府出資	○

出所：赤間 (2009) 一部加筆修正。

表 6 政府銀行支援および支援額

対象	支援額(10億ポンド)
資金投入	
RBS	45.8
Lloyds	20.6
Northern Rock	23
Bradford & Bingley	8.6
その他共計	124
保証/偶発債務	
RBS/Lloyds	465
Northern Rock	31.2
Bradford & Bingley	20
その他共計	1030
政府支援総合計	1200

出所：National Audit Office (2009)

上るものと見積もられており、大きな国民負担をもたらした (表 6)。こうした状況の下、政府は銀行システムの抜本的な改革と市場安定化のための規制監督体制の見直しを迫られることとなった。

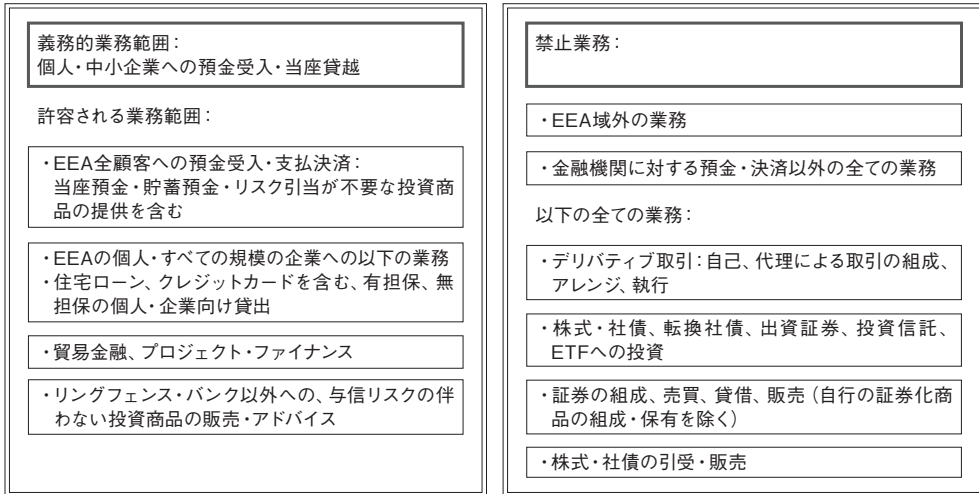
4 英国銀行市場の制度改革

金融市場危機と銀行破綻の中、金融規制監督体制の抜本的な見直しの声が高まった。英国政府は、銀行規制体制の見直しを視野に10年に独立銀行委員会 (ICB: Independent Committee on Banking、通称ヴィッカーズ委員会) を設置し、銀行市場の抱える基本問題の洗い出しと、その対策としての新たな銀行規制の枠組みについての議論を約2年にわたり行った。11年9月、独立銀行委員会は、

個別金融機関の抱えるリスクを市場から隔離する手法としての“リングフェンス”の導入とリスク引当の拡充を柱とする最終報告を公表、これを受け政府は法制化へ向けた12年6月の銀行改革白書公表を経て、10月12日に銀行改革法草案 (Draft Financial Services (Banking Reform) Bill) を公表した。草案は、15年5月の国会議決と、19年までの法施行を目指すものとしている。

銀行規制改革の促進要因は、いかに個々の金融機関の破綻というミクロの事象から金融市場を防御し、マクロ的な金融システムの安定性を確保するかという点にある。改革案の主要なポイントは、リングフェンスの導入と自己資本の上乗せの2点である。第一のリングフェンスの導入は、リテールの預金取扱銀行の業務を、それ以外のホールセール市場か

図12 リングフェンス・バンクの業務範囲



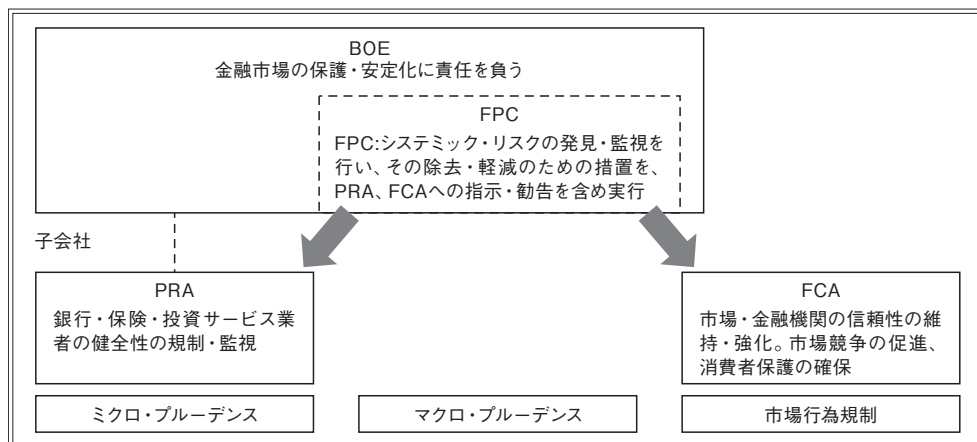
出所：ICB（2011）

ら分離することにより、金融市場の安定化を意図したものである。図12は、リングフェンス・バンクの業務範囲を示したものである。リングフェンス・バンクは、①個人と中小企業の預金・決済を義務付けられる一方、②EEA域内の顧客への預金・決済、③EEA域内の貸出、住宅ローン、クレジットカード取扱、④貿易金融、プロジェクト・ファイナンス、⑤リングフェンス・バンク以外への与信リスクの伴わない投資商品の販売・アドバイスの各業務についても許容範囲とされている。リングフェンス・バンクが行えない禁止業務としては、①EEA域外との取引、②預金・決済を除く金融機関との取引、③デリバティブ取引、④株式、社債等の証券投資、⑤証券の組成、売買、貸借、販売、⑥株式・債券の引受・販売の6つの業務については禁止されている。リングフェンス・バンクの業務範囲の定義から、リテールバンク業務を、大口の銀行取引や証券取引などのホールセールバンク業務から分離することで、銀行市場の預金、決済機能への影響を最小限とする狙いが理解できる。第二は、損失発生時の資本毀損を補完するための自己資本の追加の義務付

けである。これは、規模の大きなリングフェンス・バンクに対し、国際的な自己資本比率の取り決めであるバーゼルⅢなどの積立てに加えて、英国内独自の積増しを追加的損失吸収能力（Primary Loss-Absorbing Capacity: PLAC）として、3%程度のリングフェンス・バッファを求める制度である。出来上りの自己資本がどの程度であるべきかについては、EUおよびバーゼルの基準等を含め、適正水準についての議論が進むものと考えられる。

政府は、新たな銀行法である2012年金融サービス法案（Financial Services Bill 2012）を提出しており、13年初の法案成立を目指している。同法案は、リーマン・ショック後の英国の銀行監督体制の不備に関する反省から、FSAの廃止も含む既存の金融監督体制の抜本改革を狙いとしたものであり、上記の銀行改革法案とともに、英国の銀行制度改革の両輪となっている。図13は、新たな金融監督体制を示したものである。BOE内に金融システム全体のマクロプルーデンスを監視する金融市場監督委員会（Financial Policy Committee: FPC）が設置され、システムミッ

図13 新たな英国の金融監督体制



出所：HMTreasury (2011a)

ク・リスクの発見、監視を行い、その除去、軽減のための措置を実行するとされる。またBOEの傘下の組織としてブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority: PRA)が設置され、銀行等の金融機関の個別の健全性についてマイクロブルーデンス面からの監督を行うとされる*3。FPCおよびPRAがマクロおよびマイクロから監督の責任を負う一方、FSAを改組した金融行為監督機構(Financial Conduct Authority: FCA)が金融市場、金融取引における信頼性の維持・強化、市場競争の促進、消費者保護の確保など行為規制の監督を行うとされる。

これら改革により、金融監督機能がFSAからBOEに移行することとなり、BOEは、金融監督の一元化の方針のもとで、1997年以来FSAに委ねられていた金融監督機能を回復することとなった。この点については、FSAの個別銀行の監督する能力が欠落していたこと、市場全体の健全性をチェックするマクロブルーデンスの観点から、金融監督責任を共有する財務省、FSA、BOE三者間で機能していなかったとの反省の声が聞かれる。こうした監督規制体制上の欠陥が銀行市場の

危機への適切な対応を損ねたとの認識から、監督責任の明確化と新たな監督体制への改組が実行された。BOEでは、銀行市場ならびに個別機関へのモニタリングを重視する体制を、法改正に先行して打出しており、銀行市場に関する情報収集、調査分析能力をどこまで拡充できるかが問われている。

5 銀行制度改革の課題

おわりに英国の銀行制度改革の課題について触れておきたい。第一は、現在法制化が進んでいる銀行監督体制の課題についてである。政府はこの法制化に先立ち、11年2月に先行組織としてのFPCをすでに創設して活動を開始しており、マクロブルーデンス監視についての組織体制を整えている。BOE内部組織として、それまで財務省、FSA、BOE3者間で曖昧だったマクロ市場監督機能の一元化が図られる点に期待がもたれる。しかしながらFSAが行ってきた個別銀行へのマイクロブルーデンス規制監督が、BOEの傘下とは言えPRAに委ねられるかたちとなっており、別組織化されている。市場、個別機関の監督

*3 このほか、清算機関など決済システムについては従来通りBOEが直接、監督を行うものとされる。

責任を負うこの2者間の情報共有を図り、有能なスタッフを配置し、実効ある監督機能体制を構築できるかが課題である*4。

第二は、追加的自己資本の賦課についてである。損失吸収バッファとして国際基準に追加してリングフェンス・バンクに対し自己資本を上乗せすることについては、理論的根拠に欠けるとの批判がある。また過去のデフォルトの発生の特ルリスクからくる損失をカバーするためにはより高率の自己資本比率が必要であるとの見解もBOE内部から聞かれる(Haldane 2012)。損失発生時により厚い自己資本が望ましいことといえるものの、その水準の設定も含め、法的な義務付けに向けてはさらなる検証が求められる。

第三は、リングフェンスの銀行戦略へ与える影響についてである。大手の英銀の業務範囲は、個別に異なるビジネスモデルとなっており、リングフェンス規制の与える影響も個々に異なってくるものと考えられている。英国におけるリテール業務の行っていない銀行や、逆にリテールに特化しホールセール業務を行っていない銀行は、規制の影響は相対的に軽微である。一方、グループ傘下にリテール銀行業務と証券・ホールセール業務を展開しているユニバーサル型の銀行は、グループの組織の見直し、資金コストの上昇など経営面での影響が大きくなる。代表的にはパークレイズ、RBSの2行への影響が最も懸念される一方、海外業務が中心のHSBCやSCBなどにとっては影響が小さいなど、15年の規制導入による影響を、実効性を保ちながら、どうバランスさせていくべきかが課題となる。

第四は、EUの銀行監督体制との整合性である。英国の銀行制度改革は、基本的には自国の問題の観点から提起されてきているものである。この間、EUではユーロ圏銀行の監督を中心に、EUの銀行監督体制の再構築を

打ち出してきている。ギリシャ債務危機からECBにEU域内の銀行監督を一元化する動きも急速に進んでいる。英国は非ユーロ圏であるが、ユーロ後の欧州の金融センターとして発展してきており、多くのユーロ圏銀行がロンドン市場に展開している。今後EUの銀行監督体制の構築が進む中で、新しい英国の銀行監督をどう位置づけていくのかが問われている。

英国の銀行制度改革は、国際金融センターであるロンドンの今後に大きな影響を及ぼすものであり、また英国の銀行制度改革がEUや米国など国際的な規制監督への影響も見逃せないものであり引き続き注視が必要である。

(麗澤大学教授)

参考文献

- BOE and FSA (2011), Bank of England, Prudential Regulation Authority—Our approach to banking supervision, May
- (2012), Bank of England, Prudential Regulation Authority—The PRA's approach to banking supervision, Oct
- BOE (2011a), *Financial Stability Report*, issue No.29, June.
- (2011b), *Financial Stability Report*, issue No.30, Dec.
- British Bankers' Association, Banking Business: Annual Abstract of Banking Statistics 各号
- Buckle, Mike and John Thompson (1998), UK financial system Theory and practice, Third edition, Manchester University Press
- Caplen, Brian, Michael Imeson (2011), UK Banking's Big Shake-Up, Banker, Dec.
- Chatterjee, Charles and Anna Lefcovitch (2010), Financial Reform: A Framework for Financial Stability (Group of Thirty) and a new approach to financial regulation (HM Treasury-UK): an analysis, *Financial Regulation International*, issue 13.9, Nov., informa
- Day, Martin and Gus Black (2011), Financial regulatory system in the UK: HM Treasury's latest proposals, *Financial Regulation International*, issue 14.6, Jul./Aug., informa
- Day, Martin (2010), Macro-prudential regulation, *Financial Regulation International*, issue 13.7, Sept., informa
- Davies, Richard, Peter Richardson, Vaiva Katinaite and Mark Manning (2010), Evolution of the UK

*4 1997年以前はBOEのBanking Supervision Divisionが銀行監督機能を有していた。

- banking system, *BOE Quarterly Bulletin*, 2010Q4
- FSA (2009a), Turner Review A regulatory response to the global banking crisis, Mar.
- (2009b), Turner Review Conference Discussion Paper A regulatory response to the global banking crisis: systemically important banks and assessing the cumulative impact, Oct.
- (2012), Annual Report 2011/2012
- Gola, Carlo, Alessandro Roselli (2009), UK Banking System and its Regulatory and Supervisory Framework, Palgrave Macmillan Studies in Banking and Financial Institutions
- Goodhart, Charles (2000), Organizational Structure of Banking Supervision, *FSI Occasional Papers*, No.1, Financial Stability Institute, BIS
- Haldane, Andrew (2011), Control rights (and wrongs), speech at Wincott Annual Memorial Lecture, Westminster, BOE, Oct. 24
- (2012), Tails of the unexpected, speech at the University of Edinburgh Business School, BOE, June 8
- HMTreasury (2009), Reforming financial Markets, Cm7667, Jul.
- (2011a), A new approach to financial regulation: building a stronger system. Cm 8012, Feb.
- (2011b), A new approach to financial regulation: the blueprint for reform, Cm 8083, June
- (2012a), A new approach to financial regulation: securing stability, protecting consumers, Cm 8268, Jan.
- (2012b), Banking reform: delivering stability and supporting a sustainable economy Cm 8356, June
- (2012c), Sound banking: delivering reform, Cm8453, Oct
- HM Treasury and Department for Business, Innovation and Skills (2011), Government response to Independent Commission on Banking, Cm8252, Dec.
- IMF (2011), United Kingdom: Financial System Stability Assessment Update, *IMF Country Report* No.11/222, Jul.2011
- Independent Commission on Banking (2011), Interim Report Consultation on Reform Options, Apr.
- (2012), Final Report, Recommendations, Sept.
- London School of Economics and Political Science (2010), Future of Finance, LSE Report
- Lui, Alison (2011), Financial stability, retail ring-fencing and cross-border bank regulation, *Financial Regulation International*, issue 14.5, June, informa
- Matthews, Kent, Victor Murinde and Tianshu Zhao (2007), Competitive conditions among the major British banks, *Journal of Banking & Finance*, 31 (2007) 2025-2042
- Nahmias, Laurent (2011), UK banks three years after the financial crisis, *Conjoncture*, BNP PARIBAS, Feb.
- National Audit Office (2009), Maintaining financial stability across the United Kingdom's banking system, Report of Comptroller and Auditor General, HC 91, Session 2009-2010, 4 Dec.
- Office for National Statistics, *United Kingdom Economic Accounts* 各号
- Sabuco, Philippe (2008), British banks and the sub-prime crisis, *Conjoncture*, BNP PARIBAS, Jul.
- Walker, George (2010), A new approach to financial regulation, *Financial Regulation International*, issue 13.10, Dec/Jan, informa
- (2011a), Prudential Regulation Authority and New Regulatory Policy, *Financial Regulation International*, issue 14.4, May, informa
- (2011b), Prudential Regulation Authority, *Financial Regulation International*, issue 14.8, Oct., informa
- World Council of Credit Unions (2011), Statistical Report
- 赤間 弘 (2009)、英国における預金保険と銀行破綻処理制度の改革、預金保険研究、10号、4月
- 小立 敬 (2011)、リテール銀行のリングフェンスを提案する英国独立銀行委員会の中間報告書、野村資本市場クォーターリー、Spring
- 三谷明彦 (2012)、英国の銀行制度改革—ヴィッカーズ委員会報告とリテール・リングフェンス、みずほレポート、みずほ総合研究所、8月3日
- ゆうちょ財団、郵便貯金等個人金融分野等に係る各国諸制度の調査結果、XV. 英国 (グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国)
- (http://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research/detail/United_Kingdom.pdf)

Summary

Banking reform in the UK: Current discussions toward the new supervisory and regulatory frameworks and implications of the reing-fencing for the UK banking

Hiroaki Sakuma

This article reviews the current discussions on the UK baking reforms on prudential

英国銀行市場改革の行方

regulations and structuring reform of the UK supervisory and regulatory systems. The UK banking market has developed rapidly since the beginning of 21st century and faced most difficult time in history , experiencing financial crisis and bank failures which resulted in huge amount of government rescue packages and expences of tax payers. To understand the market evolutions during this period, it focuses banking business developments and their strategies and to analyze behaviors market participants and regulators in the UK banking market and to find some implications of the new banking regulations and supervisions.

（受付 平成24年12月17日）
（校了 平成25年 1 月31日）

